

9月市議会定例会報告

9月市議会定例会が、9月5日から26日まで、22日間の会期で開催されました。

この議会では、専決処分の報告2件、条例案5件、予算案7件、決算認定9件、事件案2件、人事案1件の合わせて26件が審議され、いずれも原案どおり可決などされました。また、議員提案による意見書などについても審議されました。

条例

「中野市特別職の職員の給与に関する条例」の一部改正

市長が期限内に資産等報告書を作成しなかった責任を重く受け止め、市長の平成29年10月分の給料月額を10%減額するため、また、新設される農業委員会の農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるため、所要の改正を行うものです。

「中野市福祉医療費給付金条例」の一部改正

子育て支援・少子化対策を推進するため、福祉医療費の支給対象者のうち出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者について、県下一斉に平成30年8月診療分から現物給付方式を導入することから、所要の改正を行うものです。

「中野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」の制定

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員の選出方法の変更および農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、本市におけるそれぞれの委員の定数を定めるため、本条例を制定するものです。

補正予算

《一般会計（第3号）》

平成29年度の一般会計予算に2億4074万余円を追加し、補正後の予算総額を22億9390万余円としました。

主な歳出の内容は次のとおりです。

〈総務費〉

●自治会振興事業費で、地元区の公会堂の改修に伴う、公会堂建設事業補助金として210万余円の増額

●基金積立金で、繰越金に伴う財政調整基金積立金として1億6614万余円の増額

〈民生費〉

●地域福祉推進事業費で、年金生活者等支援臨時福祉給付金の国庫への返還金として375万円の増額

〈農林水産業費〉

●農道等施設維持管理事業費で、7月の豪雨被害発生に伴う農道などの小規模修繕工事費として410万円の増額

●農業用水路等維持管理事業費で、7月の豪雨被害発生に伴う水路な

どの修繕工事費として730万円の増額

〈商工費〉

●観光振興事業費で、信越自然郷におけるDMO構築推進事業の負担金として41万余円の増額

〈土木費〉

●舗装事業費で、各区で行う道路の小規模補修工事のための原材料費として254万余円の増額

●道路橋梁維持事業費で、7月の豪雨被害発生に伴う道路維持補修業務委託料として200万円の増額

〈消防費〉

●消防施設管理事業費で、消防詰所などの建設に対する消防施設整備事業補助金として250万円の増額

〈教育費〉

●小学校管理事業費で、中野小学校敷地内に有する国有地の取得費として94万円の増額

●小学校維持整備事業費で、平岡小学校のプール改築に伴う設計等業務委託料として1000万円の増額

人事

《固定資産評価審査委員会委員》

同委員の欠員が生じていることから、新たに小林治男氏を同委員として選任することに議会の同意を得ました。



市役所新庁舎建設だより

～市役所ができるまで～ vol. 6

問 財政課 ☎ (22)2111(内線 328)

9月に入り、内部では、1階床下の型枠脱型が完了し、断熱材のウレタン吹き付けが行われました。また、免震システムの一部であるオイルダンパーが設置され、これにより地震発生時には、工事中の躯体に伝わる地面からの揺れを抑えることができるようになりました。各階では、壁、天井の下地組み、ボード張りが行われています。また、内装の一部に使用される中野市産のカラマツやヒノキの製材や加工状況の検査も行われました。そのほか、各階の空調設備の配管やダクトの設置、照明の配線が行われ、各階機械室には空調機を搬入。エレベーターも組み立てが始まっています。

外部では、ガラスのはめ込みや西面の外壁張り、南北外壁の仕上げ工事のほか、議場周りや階段塔屋部分の外装工事なども始まりました。また、9月に着手した付属棟の地盤掘削も終わり、基礎の配筋、型枠、コンクリート工事が行われています。

10月は各階の床工事や壁の仕上げ工事、外部足場の解体などが始まります。



11月から仮囲い位置の変更に伴い、市役所前の利用形態が変わります

新庁舎の外構の一部を整備するため、11月から右図のとおり仮囲いの位置を変更します。

▶車回しができなくなります

現庁舎前は、東側から一般車両の進入はできませんが、車回しは利用できなくなりますので、現庁舎前で転回していただく必要があります。

▶車での通り抜け・駐車はできません

これまでと同様で、通り抜けおよび駐車はできません。(思いやり駐車場1台あり)

▶西側歩行者通路が工事車両と共用に

現在、西側の歩行者用通路の入口部分が工事車両出入口と共用になっています。工事車両が出入りする際には、誘導員の指示に従ってください。

※平成30年2月以降の仮囲い位置については、あらかじめ広報なかのでお知らせします。

